

社会福祉法人桜友会

役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜友会（以下「当法人」という）定款第8・9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (2) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第I項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 職務遂行に伴い発生する交通費は、別に定める「社会福祉法人桜友会旅費規程」に準じて支給することができる。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (5) (4)の他、監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査業務に携わり、通信費、物品輸送費、雑費等があった場合、実費費用弁償費を支払うことができる。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。支給方法は桜友会給与規程に準ずる。
- 2 理事会・評議員会への出席に対する報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を都度支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算定される額
- (4) 通勤手当については、桜友会給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務遂行に伴い発生した交通費等は桜友会旅費規程に準じて費用弁償として支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している者の役員等報酬は、第4条に準ずる。但し理事会や評議員会等出席のための交通費は支給しない。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 700,000 円以内

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

*上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

*上記係数は一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付金支給率表(通常掛金)に準ずる。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円以内

（2）理事

会長		月額	70,000 円
理事長		月額	200,000 円
副理事長		月額	50,000 円
業務執行	理事会等会議への出席	日額	10,000 円
理事及び 理事	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額	10,000 円以内

（3）監事

役員会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、監事監査その他法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円以内

（4） 評議員選任解任委員会委員

評議員選任解任委員会等への出席	日額 5,000 円
上記の他、上記の他法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円以内